

公 示 送 達 書

公告第 16 号

公 告

下記の者に係る配当計算書、充当通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和 5 年 4 月 2 4 日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住 所	氏 名	備 考
千葉県長生郡一宮町一宮4594 清和荘	齋藤 久美子	
	以下余白	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		